

筑前町告示第 103 号

筑前町小学校給食非喫食者補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日

筑前町長 田 頭 喜 久 己

筑前町小学校給食非喫食者補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、筑前町立小学校に在籍する児童のうち食物アレルギー等により学校給食の提供を受けることができない者の保護者の経済的負担を軽減し、筑前町立小学校における学校給食費無償化により学校給食の現物給付を受ける児童の保護者との公平性を図るため、予算の範囲内で、筑前町小学校給食非喫食者補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 筑前町立小学校 筑前町立学校設置条例(平成 17 年筑前町条例第 123 号)第 1 条に定める小学校をいう。
- (2) 学校給食 学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号。次号において「法」という。)第 3 条第 1 項に定める学校給食をいう。
- (3) 学校給食費 法第 11 条第 2 項に定める学校給食費をいう。
- (4) 児童 筑前町立小学校に在籍する児童をいう。
- (5) 非喫食児童 学校給食の提供を受けていない児童をいう。
- (6) 保護者 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に定める保護者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する児童の保護者とする。

- (1) 食物アレルギー等のやむを得ない理由により学校給食を完全に停止した非喫食児童であること。
- (2) 国又は地方公共団体から学校給食費に係る他の補助金の交付を受けていないこと。

(補助金額)

第 4 条 非喫食児童 1 人あたりの補助金の額は、前条の対象期間中、月の初日から末日まで学校給食の提供を停止している月を対象として、月額 5,200 円とし、年額 57,200 円を上限とする。

- 2 月の途中において学校給食の提供停止又は提供開始を行う場合、当該月に係る補助は行わない。

(補助対象期間)

第5条 補助金の対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、令和8年8月1日から同年8月31日は、対象期間外とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、町長が指定する期日までに、筑前町小学校給食非喫食者補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)を提出しなければならない。

- 2 前項に定める書類の提出にあたっては、次の各号の全てに同意しなければならない。

- (1) 本補助金事務に必要な範囲で、世帯員の住民登録情報、生活保護情報、就学援助情報、就学奨励受給情報等を調査し、利用すること。
- (2) 食物アレルギー等のやむを得ない理由により学校給食を喫食できないことについて、対象児童が在籍する小学校に対して、学校生活管理指導表等の確認を行うこと。
- (3) 補助金の対象となる期間及び弁当持参の状況について、対象となる児童が在籍する小学校に対して、学校給食停止の確認書等の確認を行うこと。
- (4) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(交付決定等)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、筑前町小学校給食非喫食者補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

- 2 前項の場合において、町長は、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)したときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(補助金の交付手続の特例)

第8条 交付決定を受けた者からの実績報告は、第6条に定める交付申請等をもってなされたものとみなす。また、当該補助金の額は、第7条に定める交付決定等により確定するものとする。

(決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができるものとし、筑前町小学校給食非喫食者補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 法令等又はこの告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、

当該補助金を既に交付していたときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。また、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

電話番号

筑前町小学校給食非喫食者補助金交付要綱第6条の規定により、以下の対象となる児童について、裏面記載事項に同意し、補助金の交付を申請します。なお、交付決定があった場合は、補助金を請求します。

対象 児童	氏 名			生年 月 日	平成 令和	年	月	日
	学校名	筑前町立 小学校			学年		年	
交付申請（請求）額		円 ※内訳（月額 5,200 円 × か月）						
		対象となる期間	令和 年 月		～	令和 年 月		
		※月の初日から末日まで学校給食の提供を停止している月が対象（8月を除く）。						
振込先口座 ※ゆうちょ銀行の場合は、店名は3ケタの漢数字の支店番号を記入してください。		金融機関コード （数字 4 桁）			金融機関名			
		支 店 コ ー ド （数字 3 桁）			支店名			
		預 金 種 別	普通・当座		口座番号			
		口座名義人	フリガナ 氏 名					
添 付 書 類		☐ 振込先の口座名義人等が分かる通帳・キャッシュカードの写し ☐ その他町長が必要と認める書類						
備 考								

(同意事項)

- 1 本補助金事務に必要な範囲で、世帯員の住民登録情報、生活保護情報、就学援助情報、就学奨励受給情報等を調査し、利用することに同意します。
- 2 食物アレルギー等のやむを得ない理由により学校給食を喫食できないことについて、対象児童が在籍する小学校に対して、学校生活管理指導表等の確認を行うことに同意します。
- 3 補助金の対象となる期間及び弁当持参の状況について、対象となる児童が在籍する小学校に対して、学校給食停止の確認書等の確認を行うことに同意します。
- 4 交付決定等に関する各種通知書は、申請者（保護者）の住所へ送付することに同意します。
- 5 交付決定されたときは、当該補助金は表面に記載した振込先口座へ振り込むことに同意します。
- 6 町長が必要と認めたときは、申請者に対して報告を求めること、又は調査を行うことに同意します。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

筑前町長



筑前町小学校給食非喫食者補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった筑前町小学校給食非喫食者補助金交付及び請求については、筑前町小学校給食非喫食者補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付（不交付）の決定及び額を確定したので通知します。

記

1 補助金の名称

筑前町小学校給食非喫食者補助金

2 補助金の交付決定額

交付決定額 円

（補助金月額 5,200 円 × か月）

（3 不交付の理由）

以上

様式第3号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

筑前町長



筑前町小学校給食非喫食者補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定をした筑前町
小学校給食非喫食者補助金について、筑前町小学校給食非喫食者補助金交付要綱第
9条の規定により、下記のとおり交付決定及び額の確定を取り消したので通知しま
す。

記

1 補助金の名称

筑前町小学校給食非喫食者補助金

2 補助金の交付決定額（確定額）

円

3 交付決定額（確定額）の取消額

円

4 取消の理由

以上